

森林災害等復旧造林事業補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第26号

森林災害等復旧造林事業補助金交付規則の一部を改正する規則

森林災害等復旧造林事業補助金交付規則（昭和56年岩手県規則第86号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 この規則において「補助事業者」とは、補助事業を行う者で、森林災害復旧造林事業にあつては市町村（財産区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）、森林組合、生産森林組合、岩手県森林組合連合会、<u>岩手県林業公社</u>及び森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第8号に規定する団体（以下「任意団体」という。）で別に定めるものをいい、<u>県単雪害等復旧造林事業</u>にあつては森林法（昭和26年法律第249号）第2条第2項に規定する森林所有者（国、県、<u>独立行政法人緑資源機構</u>、<u>岩手県林業公社</u>並びに経営する森林面積が500ヘクタールを超える会社及び個人を除く。）及び任意団体をいう。</p> <p>(補助金の交付の申請)</p> <p>第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、森林災害等復旧造林事業が完了した後、別表に掲げる森林災害等復旧造林事業補助金交付申請書に同表に掲げる添付書類を添えて、別に定める提出期限までに<u>知事（森林災害復旧造林事業にあつては、所管する広域振興局長又は地方振興局長。以下「知事等」という。）</u>に提出しなければならない。</p> <p>(補助金の交付の決定)</p> <p>第5条 <u>知事等</u>は、前条の申請書を受理した場合において、当該書類を審査し、必要に応じ現地調査を行い、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付の決定をするものとする。</p> <p>2 <u>知事等</u>は、前項の決定をしたときは、その旨を補助事業者に通知するものとする。</p> <p>(補助金の交付の条件)</p> <p>第6条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定に付する条件とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 補助事業の施行地を当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に森林以外の用途へ転用する場合（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 この規則において「補助事業者」とは、補助事業を行う者で、森林災害復旧造林事業にあつては市町村（財産区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）、森林組合、生産森林組合、岩手県森林組合連合会及び森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第8号に規定する団体（以下「任意団体」という。）で別に定めるものをいい、<u>県単雪害等復旧造林事業</u>にあつては森林法（昭和26年法律第249号）第2条第2項に規定する森林所有者（国、県、<u>独立行政法人森林総合研究所</u>並びに経営する森林面積が500ヘクタールを超える会社及び個人を除く。）及び任意団体をいう。</p> <p>(補助金の交付の申請)</p> <p>第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、森林災害等復旧造林事業が完了した後、別表に掲げる森林災害等復旧造林事業補助金交付申請書に同表に掲げる添付書類を添えて、別に定める提出期限までに<u>所管する広域振興局長（以下「局長」という。）</u>に提出しなければならない。</p> <p>(補助金の交付の決定)</p> <p>第5条 <u>局長</u>は、前条の申請書を受理した場合において、当該書類を審査し、必要に応じ現地調査を行い、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付の決定をするものとする。</p> <p>2 <u>局長</u>は、前項の決定をしたときは、その旨を補助事業者に通知するものとする。</p> <p>(補助金の交付の条件)</p> <p>第6条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定に付する条件とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 補助事業の施行地を当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に森林以外の用途へ転用する場合（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借</p>

権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。)は、あらかじめ知事等にその旨を届け出るとともに、当該転用に係る森林につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

2 知事等は、補助事業者が補助金の交付の申請、請求及び受領を代理人に委任して行う場合は、代理人に森林災害等復旧造林事業補助金調書(様式第5号)を作成させ、関係書類とともに整理保管させるべき旨の条件を付するものとする。

3 前2項に規定するもののほか、知事等は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することがある。

(補助金の交付)

第7条 補助金の交付の決定の通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を請求しようとする場合は、別表に掲げる森林災害等復旧造林事業補助金請求書を、別に定める提出期限までに知事等に提出しなければならない。

2 知事等は、前項の書類を受理した場合において、交付の決定の内容と適合すると認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第8条 知事等は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)・(2) [略]

2 知事等は、前項の規定に基づく取消しをしたときは、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第9条 補助事業者は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消された場合において、取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、知事等の命ずるところにより補助金を返還しなければならない。

(準用規定)

第10条 岩手県補助金交付規則(昭和32年岩手県規則第71号)第16条の2から第19条までの規定は、この規則に基づく補助金について準用する。この場合において、これらの規定中「知事」とあるのは、「知事等」と読み替えるものとする。

別表(第4条、第7条関係)

提出書類及び添付書類	様式	提出部数
森林災害等復旧造林事業補助金交付申請書	[略]	3部(森林災害復旧造林事業にあつては
1~6 [略]		

権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。)は、あらかじめ局長にその旨を届け出るとともに、当該転用に係る森林につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

2 局長は、補助事業者が補助金の交付の申請、請求及び受領を代理人に委任して行う場合は、代理人に森林災害等復旧造林事業補助金調書(様式第5号)を作成させ、関係書類とともに整理保管させるべき旨の条件を付するものとする。

3 前2項に規定するもののほか、局長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することがある。

(補助金の交付)

第7条 補助金の交付の決定の通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を請求しようとする場合は、別表に掲げる森林災害等復旧造林事業補助金請求書を、別に定める提出期限までに所管する局長に提出しなければならない。

2 局長は、前項の書類を受理した場合において、交付の決定の内容と適合すると認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第8条 局長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)・(2) [略]

2 局長は、前項の規定に基づく取消しをしたときは、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第9条 補助事業者は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消された場合において、取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、局長の命ずるところにより補助金を返還しなければならない。

(準用規定)

第10条 岩手県補助金交付規則(昭和32年岩手県規則第71号)第16条の2から第19条までの規定は、この規則に基づく補助金について準用する。この場合において、これらの規定中「知事」とあるのは、「局長」と読み替えるものとする。

別表(第4条、第7条関係)

提出書類及び添付書類	様式	提出部数
森林災害等復旧造林事業補助金交付申請書	[略]	1部
1~6 [略]		

		、2部)			
7 その他知事等が必要と認める書類			7 作業路の開設に係る出来高設計書（補助事業者が作業路の開設を請け負わせて実施した場合に限る。）		
森林災害等復旧造林事業補助金請求書	[略]	3部（森林災害復旧造林事業にあつては、2部）	8 請負契約書及び設計書の写し（市町村が請け負わせて事業を実施した場合に限る。）		
			9 その他局長が必要と認める書類		
			森林災害等復旧造林事業補助金請求書	[略]	1部
<p>様式第1号（別表関係）</p> <p>[略]</p> <p>岩手県知事 _____ 様</p> <p>（ _____ 振興局長）</p> <p>[略]</p> <p>様式第4号（別表関係）</p> <p>[略]</p> <p>岩手県知事 _____ 様</p> <p>（ _____ 振興局長）</p> <p>[略]</p>			<p>様式第1号（別表関係）</p> <p>[略]</p> <p>_____ 広域振興局長 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第4号（別表関係）</p> <p>[略]</p> <p>_____ 広域振興局長 様</p> <p>[略]</p>		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

- この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の森林災害等復旧造林事業補助金交付規則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。